

病院長による地域医療セミナー Q&A 集

2024年7月10日開催

Q マイナ保険証とマイナンバーカードは別のカードか

マイナ保険証とはマイナンバーカードを健康保険証として利用登録したものです。

マイナンバーカードを保険証として利用するには以下3ステップが必要です。

STEP1.マイナンバーカードを申請・作成する

STEP2.マイナンバーカードを保険証として利用するための申請・登録する

STEP3.医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付をする

Q 健康保険証利用としての登録（紐づけ）は、どこでできるか

紐づけができる場所及び準備するものは以下のとおりです。

<紐づけができる場所>

ア. マイナ保険証が使える医療機関・薬局等の窓口

イ. セブンイレブンのコンビニ ATM

ウ. 磐田市役所本庁舎1階 市民課マイナンバー窓口

エ. マイナポータル（パソコン又はスマホ）

<準備するもの>

マイナンバーカードと4桁の暗証番号

なお、代理での手続きはイ又はエであれば可能

Q 1度カードリーダーにかざすだけで、その後他院でも使用可能か

カードリーダーにて健康保険証利用として事前登録ができますので、他院でも使用可能となります。

Q 現行の健康保険証は使えなくなるのか

2024（令和6）年12月2日に現行の健康保険証の発行が終了します。

12月2日以降は、カードを取得していない又はカードと健康保険証を紐づけされていない場合などは、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」を交付し、そちらを医療機関等の窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。なお、手元にある有効な保険証は、その時点から最長1年間(※)使用することができます。

※有効期限が2025（令和7）年12月1日より前に切れる場合や、転職などで保険証の記載内容に変更が生じた場合はその有効期限まで。有効期限は保険者によって異なります。

市国保の有効期限は2025（令和7）年7月31日まで

医療券・調剤券については、急迫した事由その他やむを得ない事由がある場合は紙による医療券・調剤券の運用を継続することとしています。

Q マイナ保険証があれば、お薬手帳の提示は不要か

マイナ保険証を利用すると、過去1ヶ月～5年間(※)に処方・調剤された分のお薬情報を、自身のマイナポータルから確認できます。

※電子処方箋対応の医療機関・薬局では即時～5年間の情報確認可能
お薬手帳については、保険証との一本化後も継続すると聞いています。

Q マイナ保険証を使用すると、医療費安くなるか

マイナ保険証で受診すると、従来の保険証で受診するよりも窓口負担が低くなります。この場合には、薬剤情報の提供について同意いただくことが必要です。

Q マイナ保険証使用で、過去何年分の診療・薬剤情報が閲覧可能か

診療・薬剤情報については過去3年分を閲覧可能です。
ただし、2021（令和3）年8月診療分以前については閲覧対象外です。

Q マイナンバーカードの更新方法は

3か月前に国から更新案内の通知書が届きます。更新案内通知書に新しいカードの申請書が同封されているため、郵送・スマートフォン・パソコン等で申請できます。市民課窓口または郵便局でも受け付けています。

Q マイナ保険証は全ての医療機関・薬局で使用可能か

マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認について、2023（令和5）年4月1日より、保険医療機関・薬局においてシステム導入が原則として義務づけられており、順次導入が進んでいます。厚生労働省のホームページに、マイナンバーカードが健康保険証として使える（オンライン資格確認を導入している）医療機関・薬局の一覧を掲載しています。（https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html）
また、導入している医療機関・薬局においても、マイナンバーカードが健康保険証として使えることがわかるよう、オレンジ色のステッカーやポスターを貼ってあります。

Q マイナ保険証が救急情報シートの代わりになる認識でよいか

救急現場において、マイナ保険証から通院履歴や服薬情報の把握が可能です。
それ以外（緊急連絡先等）の情報につきましては、は救急情報シート使用が有効です。